

国内株式積立約款

第1条（約款の趣旨）

1. この約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客さまと株式会社 SBI 証券（以下、「当社」といいます。）との間の国内上場株式等（ETF、ETN、REIT を含みます。以下、総称して「国内株式」といいます。）における積立買付サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。当社は、本約款の規定に従って本サービスにかかる契約をお客さまと締結いたします。
2. 本サービスのご利用にあたっては、本約款のほか、「SBI 証券の約款・規程集」、および当社が別途定める取引ルール等の定めによるところとし、お客さまおよび当社は、本サービスの取引にあたり金融商品取引法およびその他の関連法令諸規則を遵守することとします。

第2条（申込方法）

1. お客さまは、本サービスの内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを開始することができます。なお、当社が定める所定の取引コースのお客さまが次の各号のいずれにも該当する場合に限り、本サービスのお申込みを行うことができますものとし、
 - （1）当社の総合取引口座を開設済であること
 - （2）当社WEBサイトで掲示する本サービスに係る取引ルール等を確認のうえ、本サービスの内容について十分に理解していること
 - （3）電子交付サービスを申込済みであること

第3条（銘柄の選定）

1. 本サービスによって買付できる国内株式は、東京証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌証券取引所の上場株式、国内 ETF（国内上場投資信託）、国内 ETN（国内上場投資証券）、REIT（不動産投資信託）です。なお、第4条第2項に定めるインサイダー（内部者）登録がされている銘柄および別途当社の定める取引対象外銘柄（以下、「取引対象外銘柄」といいます。）は取扱いできません（以下、本サービスによって買付できる国内株式を「当社取扱銘柄」といいます。）。
2. お客さまは、当社取扱銘柄の中から買付を行う国内株式 1 銘柄以上を指定するものとします（以下、お客さまが指定された国内株式を「指定株式」といいます。）。

第4条（設定方法）

1. お客さまは、指定株式の買付にあたって、あらかじめ指定株式の申込日（以下「申込日」といいます。）を指定し、株数または金額の上限を設定するものとします。なお、

買付金額は、証券総合口座の預り金、預り金自動スweepサービスにより払い込まれるものとします。

2. お客様は、前項の設定を行う場合、あらかじめ、お客様自身の責任と判断においてインサイダー取引に該当しないことを確認のうえ設定するもの（インサイダー（内部者）登録がされている銘柄の場合は設定不可となります。）とし、また、設定後にインサイダー取引に該当する情報を入手した場合には、速やかにお客様自身で前項の設定を解除するとともに、インサイダー（内部者）登録のお手続きを行うことに同意するものとします。また、インサイダー（内部者）登録がされている銘柄が設定されている場合には、当社において前項の設定を強制的に解除することに同意するものとします。
3. 申込日が非営業日、または金融商品取引所（以下、「取引所」といいます。）の休場等に該当する場合、その翌営業日を申込日として取扱います。
4. お客様が指定日として設定できる日数には、当社が定める上限があります。また、指定できる日付に関しても、当社が定める制限がございます。

第5条（指定株式の買付）

1. お客様は、申込日を元に当社が定める日（以下、「発注日」といいます。）に、前条でお客様自身が行った設定に基づき指定株式の買付（以下「積立買付」といいます。）を行うよう指示したものとします。なお、積立買付の設定は注文の事前予約となり、第2項の注文発注が行われるまでは、当社における受注は完了していません。また、当社は、発注日が非営業日で、かつ、システムメンテナンス等（当社の取次先において実施される場合を含みます。）の理由により本サービスを停止した場合、発注日を変更する場合があります。
2. 当社は、発注日の当社が定める時間に、当社が定める計算による買付可能金額（以下、「買付余力」といいます。）および株数の確認の後、積立買付の注文発注を行います。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当該発注日にかかる積立買付は行わないものとします。
 - （1）指定株式の買付に必要な買付余力が不足している場合（指定株式の1株あたりの最低買付金額に対して、お客様が設定した内容における買付金額が不足している場合は、発注を行いません。）
 - （2）お客様の証券口座において国内株式の取引を含む金融商品取引が制限され、発注対象とならない場合（転居先不明によりお客様と連絡がとれない場合や、メッセージボックスの「重要なお知らせ」に配信された確認期限が付されたお知らせが期限を過ぎても未確認の場合など、当社の判断により取引制限措置をとっている場合）
 - （3）お客様が電子交付サービスを解約されている場合

(4) お客さまが第 12 条に規定する国内株式預り集約サービスを解約されている場合

(5) 法令諸規則上の規定により当社が積立買付の注文発注が不適当と判断をした場合

3. 前項の買付注文は、単元株部分については取引所（当社優先市場）への通常注文（価格指定は成行）、単元未満株部分については S 株（単元未満株）注文として、それぞれ当社注文ルールに従い取次ぎます。ただし、指定株式が S 株（単元未満株）取扱対象外銘柄の場合、単元未満株部分の S 株（単元未満株）注文は行いません。なお、それぞれの注文には単元株、S 株（単元未満株）におけるお客さま取引コース毎の当社所定の取引手数料を徴収いたします。
4. 当社、当社取次先または取引所の判断により指定株式の買付注文の受託を停止、または取消する場合があります。この場合、当社はお客さまに遅滞なく通知するものとします。
5. 第 2 項、第 4 項に基づき、同一設定、同一事由で当社が定める一定回数以上、積立買付が行われなかった場合、当社は以降の積立買付注文を停止するものとします。
6. 第 2 項の買付注文は、システム障害等により、やむを得ず発注日の当社が定める時間の価格にて約定できなかった場合には、復旧後合理的な期間内に当該時点の価格で約定いたします。なお、当日中に復旧しなかった場合は、翌営業日以降に注文発注し、当該時点の価格で約定いたします。

第 6 条（指定株式が複数ある場合の取扱い）

同日を発注日とする指定株式が複数ある場合、本条各号の記載順および各号に定める優先順位で発注を行います。

(1) 預り区分

非課税口座（NISA 口座）、特定口座、一般口座の順に発注を行います。

(2) 概算約定金額

発注時に当社が計算する概算約定金額を算出して概算約定金額の大きい順に発注を行います。

(3) 銘柄コード

銘柄コードの昇順にて発注を行います。その上で銘柄コードに英字が含まれている場合は、英字が含まれていない銘柄を優先して発注を行います。

(4) 積立コース

毎月、複数日、毎週の順に発注を行います。

(5) 買付数量指定

株数指定、金額指定の順に発注を行います。

第7条（SBI証券ポイントサービスの利用）

本サービスにおいてSBI証券ポイントサービスを利用する場合の諸条件は、「SBI証券ポイントサービス規約」に定めるところによります。

第8条（設定内容の変更）

お客さまは、本サービスを利用し、指定株式の追加、停止、解除、指定日の変更、預り区分の変更、および金額、株数変更（以下、「変更等」といいます。）を別途当社が定める期限までに行うことができるものとします。変更等の方法は第4条に準じるものとします。

第9条（コーポレートアクション発生時の取扱い）

当社は、指定株式にコーポレートアクション（株式併合、株式分割、上場廃止等）が発生した場合、当社が別途定めるところにより、お客さまの設定内容の停止もしくは解除を行えるものとします。なお、解除を行った場合、お客さまに対し遅滞なく通知するものとします。

第10条（当社取扱銘柄からの除外）

1. 当社は、次の各号に該当した場合、当該銘柄について当社取扱銘柄からの除外ができるものとします。
 - （1）当社の取引対象外銘柄となった場合
 - （2）その他、当社が必要と判断した場合
2. 当社取扱銘柄からの除外が行われた場合、お客さまの当該銘柄にかかる設定のすべてを解除します。なお、解除を行った場合、お客さまに対し遅滞なく通知するものとします。

第11条（本サービスの終了）

次の各号のいずれかに該当した場合、お客さまへの本サービスの提供を終了します。

- （1）お客さまが当社の証券総合口座を解約された場合
- （2）本約款、その他必要書面の電子交付にご同意いただけなくなった場合（インターネット経由でお申し込みされたお客さまに限る）
- （3）当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- （4）第14条に定める本約款の変更にお客さまが同意されない場合
- （5）お客さまが口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- （6）お客さま、またはお客さまの代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

- (7) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客さまに解約を申し出た場合
- (8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第 12 条（国内株式預り集約サービスの利用同意および集約処理）

お客さまは本サービスのお申込みにあたり、国内株式預り集約サービスの利用に同意いただくものとします。この利用同意により、当社は本サービス申込み時点でお客さまが保有する S 株（単元未満株）について、同一銘柄で複数回に分かれている預り明細を集約する処理を実施し、本サービス利用開始後にお客さま口座の預りに追加される S 株（単元未満株）についても同様の処理を行います。また、一度集約処理が完了した預り明細を集約前の状態に戻すことは出来ません。なお、一般 NISA、つみたて NISA、および、ジュニア NISA の預り明細は集約の対象外となります。

第 13 条（免責）

当社は、本サービスの運用にその時点での技術水準に最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。天変地変、通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた障害、それらを受けた積立買付の注文発注が指定通りに行われないことも含め、本サービスに関してお客さまに生じた損害（逸失利益および機会損失を含む）について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 14 条（本約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

（2025 年 1 月）